

# 【郵便で転出手続きをする場合について】

1 下記のものを用意してください。

① 申請書

申請書（裏面）に必要事項を記入してください。

※ 昼間連絡が取れる電話番号（携帯番号など）を必ず記入してください。申請内容について、お電話をさせていただく場合がございます。

② 本人確認書類

申請者の本人確認ができるものをコピーし、添付してください。

1点のみで可（運転免許証、マイナンバーカード等顔写真付きの公的な身分証明書）

2点以上必要（資格確認書、年金手帳、学生証等顔写真がないもの）

③ 返信用封筒

送付先は申請書の処理時点において、実際にお住まいになっている場所となります。（申請日から見て、異動日が将来の日付ですと、新たな転出先ではなく、現住民登録地への送付です。）

送付先の郵便番号、住所、氏名を記入し、郵便切手を貼ってください。貼付いただいた郵便切手に不足が生じる場合は、不足分受取人払いで送付します。

※ マイナンバーカードを所有されている方は、特例転出が可能です。特例転出を希望される方は、転出証明書の発送がないため、返信用封筒をご用意いただく必要はございません。

マイナンバーカードを所有されていても、異動日や新たな住民登録地への手続きの日付によっては、特例による手続きができない可能性もあります。特例での転入手続きができなかった場合は、転出証明書が必要となりますので、日付には十分ご注意ください。

2 上記のものを同封し、住民登録地の市区町村役場の住民異動郵便申請担当宛にご申請ください。

3 お問い合わせ

新たな市区町村に住み始めてから 14 日以内に転入手続きを済ませる必要があります。郵便で転出手続きをする場合は、配達日数と役所の処理日数が必要となりますので、日数に余裕を持ち請求してください。

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている方、公立小中学校に通われている方等、諸手続きのため、担当課より連絡がある可能性があります。

※ 清水町役場あて送付先住所

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1

清水町役場 住民課 戸籍住民係 郵便申請担当宛

# 転出届郵便申請書

市・区・町・村長 様

令和 年 月 日

## 1 請求者

氏名	フリガナ
生年月日	(大正・昭和・平成・西暦) 年 月 日
昼間連絡のとれる電話番号	

## 2 今までの住民登録地について

今までの住所		
世帯主名		
転出する人の氏名	生年月日	マイナンバーカードがある場合は <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。
	大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードあり
	大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードあり
	大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードあり
	大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードあり

## 3 新たな住民登録地情報について

新たな住所		
新世帯主名		
住み始めた日	令和 年 月 日	

## 4 その他 (何かお伝えしたい内容等ありましたら、こちらに記入してください。)